

令和4年4月22日
保 育 課
保育認定・調整課

私立認可保育園に対する特別指導検査の結果および区の対応について

1 主旨

令和4年3月上旬、私立認可保育園において不適切な保育が行われているとの通報があった。

当該園長の園内における事実確認を踏まえ、至急保育体制を見直すよう指示をした後、児童相談所設置区として、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、特別指導検査（※）を当該私立認可保育園に対し実施した。

その結果、複数の不適切な保育の事例を確認したので、内容及び要因、再発防止に向けた区の対応を報告する。

（※）特別指導検査とは、法令等違反など、設置者等の経営又は施設の運営が著しく適性を欠いていると疑うに足る合理的な理由があると認められる際に行う、事前通告を伴わない指導検査。

2 指摘した内容

次のとおり、心身に有害な影響を与える行為を行っていたことを確認した。

○約束を守れなかった子どもをトイレや部屋に閉じ込めたり、外に閉め出したりする。

○切り替えが苦手な子ども、食事中に自分でできることをしない子ども、給食を食べない子ども、寝ない子どもへの指導で、年齢より小さいクラスに連れていく。

○話を聞いていない子どもの顎をつかんで、自分の方へ顔を向かせるようにする。

○子どもに対し「ブサイク」と言う。

○鬼を恐がる子どもに、「鬼がくるよ」と鬼の映像やお面を見せ、泣いて怖がる様子を見て笑う。

○食事の際、次のとおり完食するよう厳しく指導する。

・食事に時間がかかる子ども、泣いている子ども、苦手な給食を減らし忘れた子どもを、1時間ほど一人残して食べさせる。

・食事に時間がかかる子どもに、嘔吐してしまうほど食べさせる。

3 当該園に対する指導等

- (1) 区は、当該行為を児童の心身に有害な影響を与える行為と捉え、当該園及び運営法人に対し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した保育を行うよう、指摘事項を踏まえた指導を徹底した。また、日々の保育の振り返りや職員同士の情報共有が不十分であった体制を要因ととらえ、早急にそれらの体制を改善し、日々の保育実践に繋げるよう指導した。
- (2) 区は、巡回支援相談員を早急に派遣し、当該園の園児の様子や保育の確認等を行う。また今後、当該園から提出される改善方針と改善状況報告等に基づき、当該園の園運営が適正に行われているか、継続的に指導検査を実施する。

4 区の認識と今後の対応

区は、令和2年10月 区立保育園における「子どもの心身に有害な影響を与える行為」に関する検証報告書（令和3年3月）を踏まえ、本件についても重大事案との認識に立っている。

児童相談所設置に伴い移管、拡充された権限を十分に活かし、区内すべての施設の保育の質の維持・向上を図るため、外部有識者の協力のもと、保育施設に対する指導・支援のあり方に関する検討会を設置する。